

栃木県入札適正化委員会（第2回）の概要について

- 1 開催日 平成28年12月2日(金) 午後2時から
- 2 開催場所 東館3階 入札室2
- 3 出席委員 委員長 築瀬 範彦 足利工業大学工学部教授
委員 大川 容子 弁護士
委員 齊藤 弘江 建築士
委員 阪口 勉 弁護士
委員 阪田 和哉 宇都宮大学地域デザイン科学部准教授
(委員5名中、出席委員5名)
- 4 審議対象期間 平成28年4月1日から平成28年9月30日まで
- 5 対象案件 総数 882件
抽出案件 5件
(内訳：一般競争入札 2件、指名競争入札 2件、随意契約 1件)
- 6 議事等の概要

(1) 報告事項

ア. 入札及び契約手続きの運用状況、指名停止の運用状況等について

事務局から、今回の審議対象期間中に発注した工事及び指名停止の運用状況について報告しました。
また、再苦情処理については、今回は対象案件がない旨報告しました。

イ. 抽出事案の選定理由について

阪田委員から抽出事案を選定した際の理由について報告がありました。

(2) 審議事項

1 「平28県営中山間高原（倉掛）第1工区圃整工事」について

- ・工事箇所 矢板市倉掛地内
- ・農政部塩谷南那須農業振興事務所発注（一般競争入札）

2 「芳賀庁舎新築工事」について

- ・工事箇所 真岡市荒町
- ・県土整備部建築課発注（一般競争入札）

3 「道路改良工事 408号宇都宮高根沢B Pその1（快安道補）」について

- ・工事箇所 一般国道408号 宇都宮市刈沼町
- ・県土整備部宇都宮土木事務所発注（指名競争入札）

4 「栃木県立博物館空調機（PAC12）更新工事」について

- ・工事箇所 宇都宮市睦町2-2
- ・県民生活部博物館発注（指名競争入札）

5 「平成28年度県単治山事業 緑化工事」について

- ・工事箇所 鹿沼市加園字杓子沢外 下見立
- ・環境森林部県西環境森林事務所発注（随意契約）

(3) 審議結果について

いずれの審議案件とも適正であると認められました。

主な質疑については次のとおりです。

【審議事項1について】

Q 評価項目の一つである災害時の地域貢献とは何ですか。

A 県と栃木県建設産業団体連合会とで締結した、災害時の応急対策業務の実施に関する協定書の協力業者であることを評価するものです。

Q 低入札調査基準価格の算定方法を公表しているのですが、入札金額にあまり差が生じないのではないかと思います。今回、入札金額を低く設定してきた業者と高めに設定してきた業者の差が生じたのはなぜだと思いますか。

A 入札金額を低く設定してきた業者は、利益が少なくても落札したいと考え、高めに設定してきた業者は、利益を重視して応札してきたのではないかと推測しています。

【審議事項2について】

- Q 入札参加業者4者のうち、3者が低入札調査基準価格を下回り失格となっていますが、その具体的な理由は何ですか。
- A 低入札価格の基本調査を行った結果、共通仮設や一般管理費等の間接的な経費が、低入札調査基準の数値を下回ったために失格になっています。
- Q 低入札調査基準価格の算出根拠が公開されているにもかかわらず、失格者がでてしまうのはなぜですか。
- A 低入札調査基準価格の算定にはある程度の能力が必要であるうえ、どの程度まで金額を下げ落札できるかという競争心理が働いた結果、その見込みが外れて失格となってしまったのではないかと推測しています。
- Q 総合評価における施工計画の評価方法はどのようにしていますか。
- A 設計書で示している標準案を超える高度な技術的提案をしてきた業者に、高い配点が付く仕組みになっています。

【審議事項3について】

- Q 指名業者の選定基準である手持ち工事の状況と工事成績について、業者選定の際にどの程度考慮したのですか。
- A 手持ち工事及び工事成績については、業者間に大きな差がなかったため参考程度とし、地理的条件を重視して業者を選定しました。
- Q 地理的条件とは、現場と業者間を直線距離で測っているということですか。
- A はい。道路距離では正確に測りにくく、業者がどの道を通ってくるかが読めないため、直線距離で測った方が合理的だと判断しています。
- Q 予定価格を事前公表している工事の入札において、くじ引きはどの程度発生するのですか。
- A 宇都宮土木事務所の場合、単価・数量等すべてを公表しているため、積算をしやすい工事、特に舗装工事については、ほとんどがくじ引きになっている状況です。

【審議事項4について】

- Q 指名業者の選定基準である技術的適性とは何を確認しているのですか。
- A 国が認定する管工事の技術者数を確認しております。
- Q 標準の指名業者数は8者ですが、9者とした理由は何ですか。
- A 8者目と9者目の工事成績にあまり差がなかったため、9者としました。
- Q 建設工事請負契約に係る指名基準及び運用基準6条の技術的特性についての記述には、技術者数についての記載はないと思いますが、この運用基準を参照して業者を選定したのですか。
- A 博物館という特殊な施設の類似工事の実績が少なく、比較する情報が限られたため、運用基準の6(4)の当該工事を施工するに足る有資格技術職員が確保できると認められることという項目を参考に、技術者の人数を考慮して業者を選定しました。
- Q 運用基準では、6の(1)から(4)の事項を総合的に勘案することとあるので、この4項目全てについて検討する必要があるのではないですか。
- A 博物館では、4項目全てについて検討を行うことは困難であったため、博物館が確認できる情報の範囲内で検討し、最終的には所属の判断で業者の選定を行いました。

【審議事項5について】

- Q 本体工事と隣接する追加の緑化工事を競争入札ではなく、随意契約にするとなぜ金額が2割安くなるのですか。
- A 緑化工事を単独で発注するより、本体工事（谷止め工、土留め工）と併せて行うことで、現場管理費などの間接経費を低く抑えることができます。
- Q 本体工事とは別に関連工事を随契で発注するケースは多いのですか。
- A 今回の工事は急遽、災害査定で緑化工事のみが国庫補助対象外となったことから、本体工事とは別に随意契約で発注することになった非常にまれなケースです。
- Q 今回、本体工事を発注する際、業者側は追加の緑化工事が後日随意契約で発注されることを知っていましたか。
- A 業者側へは、追加の緑化工事を随意契約で発注することは知らせておりません。